

気象業務法の一部を改正する法律案参照条文

○気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）（抄）	1
○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（抄）	7
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	8
○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	8

気象業務法の一部を改正する法律案参照条文

○気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。
- 2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。
- 3 この法律において「水象」とは、気象又は地震に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。
- 4 この法律において「気象業務」とは、左に掲げる業務をいう。
- 一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - 二 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報
 - 三 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
 - 四 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表
 - 五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表
 - 六 前各号の業務を行うに必要な研究
 - 七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務
- 5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。
- 6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。
- 7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。
- 8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

(気象庁長官の任務)

第三条 気象庁長官は、第一条の目的を達成するため、左に掲げる事項を行うように努めなければならない。

- 一 気象、地震及び火山現象に関する観測網を確立し、及び維持すること。
- 二 気象、津波及び高潮の予報及び警報の中枢組織を確立し、及び維持すること。
- 三 気象の観測、予報及び警報に関する情報を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。
- 四 地震及び火山現象の観測の成果を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。
- 五 気象の観測の方法及びその成果の発表の方法について統一を図ること。
- 六 気象の観測の成果、気象の予報及び警報並びに気象に関する調査及び研究の成果の産業、交通その他の社会活動に対する利用を促進すること。

(気象庁以外の者の行う気象観測)

第六条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従つてこれを行わなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 研究のために行う気象の観測
- 二 教育のために行う気象の観測
- 三 国土交通省令で定める気象の観測
- 2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれを行わなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。
 - 一 その成果を発表するための気象の観測
 - 二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測
 - 三 その成果を電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号の電気事業の運営に利用するための気象の観測
- 3 前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。
- 4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

(観測に使用する気象測器)

第九条 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の規定により許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造(材料の性質を含む。)及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

(予報及び警報)

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象(地震及び火山現象を除く。この章において以下同じ。)、津波、高潮、波浪及び洪水についての一一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2・3 (略)

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量(はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深)を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 4・5 (略)

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、警察庁、海上保安庁、国土交通省、日本放送協会又は都道府県の機関に通知しなければならない。警戒の必要がなくなつた場合も同様とする。

- 2 前項の通知を受けた東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、警察庁及び都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

- 4 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

- 5 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

(航空予報図の交付)

第十六条 気象庁は、国土交通省令で定める航空機に対し、その航行前、気象、地象又は水象についての予想を記載した航空予報図を交付しなければならない。

(予報業務の許可)

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、予報業務の目的及び範囲を定めて行う。

(許可の基準)

第十八条 気象庁長官は、前条第一項の規定による許可の申請書を受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

- 一 当該予報業務を適確に遂行するに足りる観測その他の予報資料の収集及び予報資料の解析の施設及び要員を有するものであること。
 - 二 当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員を有するものであること。
 - 三 当該予報業務を行う事業所につき、第十九条の二の要件を備えることとなつていこと。
- 2 気象庁長官は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の場合を除いて許可しなければならない。
- 一 許可を受けようとする者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
 - 二 許可を受けようとする者が、第二十一条の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
 - 三 許可を受けようとする者が、法人である場合において、その法人の役員が第一号又は前号に該当する者であるとき。

(気象予報士の設置)

第十九条の二 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士(第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

(気象予報士に行わせなければならない業務)

第十九条の三 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務のうち現象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

(業務改善命令)

第二十条の二 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が第十八条第一項各号の一に該当しないこととなつた場合その他第十七条の規定により許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十一条 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、期間を定めて業務の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第十八条第二項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

(予報業務の休廃止)

第二十二条 第十七条の規定により許可を受けた者が予報業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

(警報の制限)

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。但し、政令で定める場合は、この限りでない。

(予報及び警報の標識)

第二十四条 形、色彩、燈光又は音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水についての予報事項又は警報事項を發表し、又は伝達する者は、国土交通省令で定める方法に従つてこれをしなければならない。

(登録)

第二十四条の二十 気象予報士となる資格を有する者が気象予報士となるには、気象庁長官の登録を受けなければならない。

(無線通信による資料の発表)

第二十五条 気象庁は、国土交通省令の定めるところにより、左に掲げるものを総合して作成する資料を国内及び国外の気象業務を行う機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により発表しなければならない。

- 一 国内及び国外の気象、地象及び水象の観測の成果
- 二 国内及び国外の気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象の予報事項及び警報事項
- 三 前二号に掲げるものの外、国内及び国外の気象、地象及び水象に関する情報

第二十六条 気象庁以外の者で、その行つた気象の観測の成果を国内若しくは国外の気象業務を行う機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により発表する業務を行おうとするものは、気象庁長官の許可を受けなければならない。但し、船舶又は航空機が当該業務を行う場合は、この限りでない。

2 第十八条(第一項第二号及び第三号を除く。)及び第二十条の二から第二十二条までの規定は、前項の場合に準用する。
この場合において、第二十条の二中「第十八条第一項各号の一」とあり、及び「同項各号」とあるのは、「第十八条第一項第一号」と読み替えるものとする。

(気象測器等の保全)

第三十七条 何人も、正当の理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象(地震及び火山現象を除く。)、津波、高潮、波浪若しくは洪水についての警報の標識をこわし、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の規定に違反した者
- 二(七) (略)

○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 〇八 (略)

九 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。

十 〇六 (略)

二・三 (略)

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号) (抄)

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇四十二 (略)		
百四十三 予報業務の許可、気象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは気象測器の器差に係る認定測定者の認定又は気象測器に係る登録検定機関の登録		
(一) 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十七条第一項(予報業務の許可)の予報業務の許可	許可件数	一件につき九万円
(二) 気象業務法第二十六条第一項(無線通信による資料の発表)の規定による気象の観測の成果に係る無線通信による発表の業務の許可	許可件数	一件につき九万円
(三) 気象業務法第三十二条の二第一項(測定能力の認定)の規定による認定測定者の認定	認定件数	一件につき九万円
(四) 気象業務法第九条(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
百四十四―百五十八 (略)		

○国土交通省設置法(平成十一年法律第百号) (抄)

(所掌事務)

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 百十八 (略)

百十九 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象の予報及び警報並びに気象通信に関すること。

百二十 百二十八 (略)